

○経済産業省告示第三百三十一号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

令和六年九月二日

経済産業大臣 齋藤 健

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸</p>	<p>三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸</p>

入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～6 (略)

7(1)～(9) (略)

(10) ロシアを原産地とするダイヤモンド(関

税率表第七一〇二・一〇号、第七一〇二・

三一号及び第七一〇二・三九号に掲げるも

入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～6 (略)

7(1)～(9) (略)

(10) ロシアを原産地とするダイヤモンド(関

税率表第七一〇二・一〇号、第七一〇二・

三一号及び第七一〇二・三九号に掲げるも

のに限る。)であつて、一個あたりの重量が〇・五カラット未満のものを輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

8
(略)

のに限る。)であつて、一個あたりの重量が1カラット未満のものを輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

8
(略)

附 則

この告示は、令和六年十月二日から施行する。ただし、この告示の施行前に輸入に係る契約を行った者がその契約に基づいてする輸入については、施行の日から起算して三月を経過した日までは、なお従前の例による。